

平成22年度内閣府所管特例民法法人に対する立入検査の実施状況について

平成23年10月
内閣府

「公益法人の指導監督体制の充実等について」（平成13年2月9日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ）において、各府省は、所管特例民法法人に対する立入検査を少なくとも3年に1回実施し、毎年度の立入検査の実施状況を取りまとめ、その結果を公表することとされている。

今般、本申合せに基づき、平成22年度における内閣府所管特例民法法人に対する立入検査の実施状況を取りまとめたので、公表する。

（1）総括表

所管法人数	立入検査実施法人数	改善すべき点のあった法人
69 法人	32 法人	23 法人

（2）改善すべき点のあった法人の内訳

改善すべき点のあった法人	改善すべき点のあった法人の内訳			
	法人運営面で問題のあった法人	事業の内容・実施等の面で問題のあった法人	財務・会計面で問題のあった法人	その他
23 法人	15 法人	6 法人	17 法人	3 法人

[主な指摘事項と改善措置（予定を含む）]

（法人運営面）

- ・ 会員の入会について、定款においては理事会で可否を決定し、会長が本人に通知するとされているところ、事後承認となっている。（← 定款の変更を検討する。）
- ・ 業務および財務等の資料の一般公開について、会員名簿のインターネットによる公開が行われていない。（← 会員名簿をインターネットで公開する。）
- ・ インターネットにより業務及び財務等に関する資料が公開されていない。（← インターネットにより業務及び財務等に関する資料を公開し、改善済。）

(事業実施面)

- ・ 収益事業に対する支出の割合が総支出の2分の1を超えている。(←公益事業規模を拡大し、公益事業比率の拡大を図る。)

(財務・会計面)

- ・ 会計処理の専決権を明確にするために捺印の漏れがないようにすること。(←決裁時に漏れが生じないように改善する。)
- ・ 会計処理組織が適切でなく、現金預金に関する事務処理において、立替請求があった場合の立替者を明確にしておくこと。(←請求内容は適正なものとは判断いただいたが、今後は立て替えた個人まで容易に遡れるように対処する。)

(その他)

- ・ 事業費と管理費は適切に区分すべきところ、管理費、特に人件費が無いに等しい状態となっている。(←事業費と管理費を適切に振り分けるよう努める。)

(3) 立入検査の実施状況 (平成20年度～平成22年度)

所管法人数	立入検査実施法人数	立入検査実施率 (%) (実施法人数/所管法人数× 100)
69 法人	69 法人	100%

(注) 立入検査実施法人数は、平成20年度～平成22年度の3年間に立入検査を実施した法人の実数である。

<連絡先>

内閣府大臣官房政策評価広報課 政策評価係
電話 03-5253-2111 (内線 82144)
03-3581-3921 (直通)